

教えて、玉ちゃん!

「〇〇って、よく分からないい〜!？」



お任せください。  
「ややこしい話」を「やさしい言葉」で  
解説いたしましょう!

## 「新しく雇用したらもらえる助成金」

新年度に入り、「新しく人を雇う」という会社は多いと思います。そんなときは「助成金」!  
今月は、上手に助成金をもらっていただくための4つのポイントと主な助成金6つを紹介いたします。

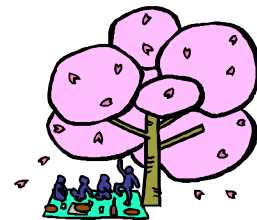
### ●雇用保険に加入していますか?

ご紹介している助成金は、雇用保険から拠出されているものがほとんどです。  
したがって、助成金申請は「雇用保険に加入していること」が大前提となります。

### ●書類の整備はできていますか?

助成金申請には、それぞれの申請書以外にも様々な書類が必要となります。

- (一例)
- ・労働者名簿、出勤簿(タイムカード)、賃金台帳
  - ・就業規則
  - ・労働保険料申告書、領収書
  - ・雇用保険事業所設置確認通知書、資格取得喪失関係書類
  - ・法人登記簿 などなど



助成金によって、添付書類はまちまちですが、上記書類はほとんどの助成金で必須です。

### ●あらかじめ手続きが必要なものもあります

助成金によっては、申請の前にあらかじめ「計画」や「受給資格の認定」や「確認」が求められるものがあります。  
また、手続きの順番や方法を間違えると、申請、受給できなくなるケースが多いので、十分な注意が必要です。

### ●適正な労務管理が行われていますか?

雇用トラブルが起こって従業員を解雇したり、会社側に責任がある理由によって従業員が退職すると、助成金の受給ができなくなることがあります。  
きちんとした労務管理が行われていることが不可欠となります。

①25歳以上40歳未満の人を正規雇用する ⇒ 若年者等正規雇用化特別奨励金	
要件	ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークからの紹介により正規雇用する場合
もらえる金額	100万円(正規雇用開始から2年6ヶ月の間に、3回にわけて支給)
注意点	正規雇用とは、雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約をいいます
②60歳以上65歳未満の人、母子家庭の母を雇用する ⇒ 特定求職者雇用開発助成金	
要件	高齢者(60歳以上65歳未満)や母子家庭の母親などの特定就職困難者をハローワークの紹介で雇入れた場合
もらえる金額	90万円(常用雇用として雇用開始した日から起算して6ヵ月を1期、その後6ヵ月を2期、その後6ヵ月を3期として、2期又は3期に分割して支払う)
注意点	要件に該当する人を雇い入れたら、ハローワークから申請書類等が送られてきます
③65歳以上の離職者を雇用する ⇒ 高齢者雇用開発特別奨励金	

③65歳以上の離職者を雇用する ⇒ **高年齢者雇用安定特別奨励金**

要件	雇入れ日に満65歳以上の離職者を、職安の紹介により1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇入れた場合
もらえる金額	・短時間労働者の場合 60万円 ・短時間労働者以外の場合 90万円
注意点	1年以上継続して雇用することが確実な場合に限りです

④試しに雇い入れる ⇒ **試行雇用奨励金**

要件	特定の求職者(45歳以上65歳未満、35歳未満、母子家庭の母親など)を一定期間試行的に雇用する場合
もらえる金額	月額4万円/人(3ヵ月限度)
注意点	ハローワークへ求人を出す際、「トライアル雇用」と指定して求人を出します

⑤派遣労働者を直接雇用に切り替える ⇒ **派遣労働者雇用安定化特別奨励金**

要件	6ヶ月を超えて派遣社員を受入れていた派遣先が、その派遣社員を直接雇入れた場合
もらえる金額	・期間の定めのない労働契約の場合 計100万円 ・6ヶ月以上の期間の定めのある労働契約の場合 計50万円
注意点	直接雇用開始後6ヶ月経過してから行います

⑥有期契約者を正社員に切り替える ⇒ **中小企業雇用安定化奨励金**

要件	雇用期間の定めのある労働者(パート、契約社員等)を、雇用期間の定めのない通常の労働者に転換した場合
もらえる金額	・正社員への転換制度を導入した場合 35万円 ・その後に転換者が一定数以上出た場合 一人当たり10万円
注意点	実際に有期契約者を正社員へ転換する前に、就業規則に転換制度を明文化する必要があります